

明治の米價調節(二)

本庄 榮治郎

第二章 草創時代

所謂草創時代とは明治初年より八年八月貯蓄米條例の發布に至るまでの間を指すものにして、當時、尙、庶政草創のときに屬し、米價政策に就ても依然舊慣に據る所多く、未だ新制度を確立し一貫せる新方針の下に之を遂行するに至らざりし也。而してこの時代の調節策を説くに當りて先づ論すべきものは、米納制度の沿革に關することは是れ也。

一、米納制度の沿革¹⁾

明治の初年に於ては尙各藩依然として割據分立し、其後漸く各藩封土を返還するに至りて府藩縣の制度立ちたりと雖(明治二年)、藩政は尙適宜の處分を許したるを以て未だ各藩の財政を統一する能はず、政府の歲出入は當初の如く僅かに公領のみに止まりしが、かの廢藩置縣のことあるに及んで(七月)こゝに始めて我國は名實共に統一せらるゝこととなり財政のこと亦全國一途に歸せんとするに至れり。

1) 米穀經理記事、第一卷第一、米穀經理の沿革、第三、米穀出納の實數。
米價常平制度の梗概、4-8頁。
明治財政史第五卷、223頁以下、314頁以下。
大日本租稅志、中篇第三、地租總錄、收納總錄ノ條。

古來我國の財政は主として物品を以て經理し、金錢は僅かにその一部に過ぎず、徳川時代に於ても歳入の根元たる地租は米納制度にして米穀は財政上直接重大なる關係を有せしものなるが、大政維新の際に當りても、「諸國稅法の儀其風土を篤と不相辨新法相立候ては却て人情に戻り候間先一兩年は舊慣に仍り可申」云々(元年八月)と達し、米穀の經理は依然財政上重要なる地位を占め金錢は之れが附隨たるに留まり、從て計數の稱呼も亦金錢を以てせずして、米穀の量數を本位として經理せられたり。而して廢藩置縣の後、全國財政の統一を企劃し得るに及んでも、「今廢藩を廢し縣を被置候に付ては租稅の儀一般の法則に可引直きの處因襲の久しき一時に引直し候ては却つて民情に悖り候儀も可有之候に付、當末年は悉皆舊慣に依り可申」云々(四年七月)と令し、貢租の法は尙舊の如く米納制度によりしものなるが、而も時運は既に早く變化し、これより前屢地租改正の議論議せられ(註)、又事實上に於ても、四年五月には事情餘議なきものは人民の情願に依り石代を以て田租を納むることを許し、五年八月には更に廣く田畑貢米は勿論雜稅につきても金納を許可し、爾後金納の者漸く多からんとするに至りしが、六年七月地租改正條例の發布を見るに及んで金納を以て定則とし、地租改正完了の地方より順次之を施行することゝなれり。即ちさきに例外的に認めたる金納制度が今や原則となりたるものにして、會計上米穀の出納も遂に金錢に改定せられ、後大藏省總出納條例の發布を機とし、九年三月三十一日限り米穀出納を廢止し、爾

後歲入出に屬する米穀の出納あるときは之を貯蓄部に買收し、其代價を以て出納することとし、會計上全く金圓の一途に歸したり。是れ中央集權の確立に伴ふ自然の大勢なりと雖、亦實に我國財政史上の一大變革といはざる可らず。

(註) 明治初年における地租改正の建議については、前掲明治財政史の外、日本社會辭彙三版下卷六四四頁以下、明治財政史綱六八頁以下にもその大様を掲ぐ。今その二三を示さんに、例へば集議院判官神田孝平は三年六月田租改革の建議をなしたるが氏の論は大に朝野を動かし、遂に他日地租改正の動機をなすに至りしといふ。氏は先づ舊法たる檢地檢見石盛等より生ずる各種の弊害を挙げ米納による不經濟を述へて曰く「山林田畑等一切米を以て税と爲すが故に、田地少き所にては耕して得たる米は悉く官に納め、山林等の産物を密き米に賣へ以て食に充つるなり。民生亦憐れむべし、豈之を以て法と爲すべけんや。斯くて納むる所の貢米民の手み出で、より官倉に入るまでの間、斗量津出廻送等官民の勞費大方ならず、又蟲鼠險難船等の耗減あり。乃ちまた之に託して諸るべからざる奸賊あり。つまり民より出でし丈は官に入らず、中間の耗減いくばくなるを知らず、官既に貢米を收めまた之を賣て金に代へ、以て萬機の費用に供することなれば、米價の高下に從て政府の用度盈縮定まらず。就ては翌年の經濟を今年より豫算すること能はず。俗に所謂成行次第なり。是等は弊害の最も大なる者歟。其他倉内に耗損あり。出賣に付き米商の好もあるよし、弊害殆ど勝て計ふ可らず」云々。而してこれに對する政策としては、田地の賣買を公許し、土地所有者に地券を交付し、地價に應じて租税を金納せしむべしと既けり。其後四年九月大藏卿大久保利通及び大藏大輔井上馨は「地所賣買放禁、分一收稅法施設之議」につき正院に稟議する所あり、地所の賣買を許し、地代金分一の收稅法を行はんことを論じたるが、當時租稅權頭松方正義も、租稅寮中の吏員と商議したる地租改正意見大藏省に開陳し(一)地所の耕作は其持主の自由に任す可きこと(二)地所賣買譲與は勝手たるべきこと(三)穀物の輸出入を允許すべきこと(四)地引繪圖を精細調製すること(五)地價を定むること(六)地價に従ひ租額を定むること(七)地所持主へ各地券を附與することを擧げたるが、その意見に基き同年十一月大藏大輔井上馨及び大藏少輔吉田清成は更に「内國稅法改

正見込」を正院に提出し、慣行の田租は假に之を廢し難きを以て、先づ土地賣買の禁を解き、地券税法を設け、物産を興し、工藝を勸め、保護關稅の活用を以て輸出の盛大を謀り、漸次に物品稅、印稅等を起すに従ひ、農民負擔の偏重を除くべきを論じたり。尋て五年五月神奈川縣令陸奥宗光も田租を改正し地價に應じて課稅するの意見を上書したり。その論旨は神田氏の建議せし所と大同小異なりと雖、地租改正事業には大に與て力ありし所のものなり。

明治元年より此時に至るまで政府の歲入出として出納せられたる米穀の總額は左の如し。

玄	米	一六、三八二、〇四五石餘
精	米	一一、七〇四石餘
粃		六三、一四九石餘
糲		八、八八七石餘
支那	米	一四、一二二石餘
雜	穀	二七、二六三石餘

備考 (一)前掲石數は收入の總額にして全部之を支出せしものとす。

(二)但し前掲數字は回漕による出納、過誤更正の納拂、其他米粟に於ける出入一切を括算したるものゝ如く運轉出納の頻繁なりし年は恰も歲入出の多額なるが如き形態ありて眞の出納額を知るを得ざるの欠點あり。

(三)前掲石數は貢納政費の出納のみならず賣買による出納も加算せらる。

(四)九年三月米藏出納廢止の際における國庫の殘米は之を貯蓄部に賣渡したるものにして其實數明かならざるも總て之を支出として前掲石數に合算せられあるものなり。

以上論ずる所によりて明かなるか如く此草創時代に於ては米納制度を原則とし、米穀は金銭と相並て出納せられたるを以て收支過不足を生じたる場合、例へば米穀の不足を生じたる場合には各地に於て米を買収して補充し又金銭の不足したる場合には貯穀を賣却して金銭に代へ、互にその流用を圖りたるを以て、毎年多少の賣買あらざるはなきも是等は米金交換融通の爲めにせること明かにして、米穀の需給、米價の均平を目的とするものにはあらず。然れども米價の調節は此時代に於ては、國民生活上の問題たるは勿論、尙財政上の方面より見るも必要なりしを以て、常平の意味に於ける米穀の賣買のみならず、其他種々の方法を巡らして隨時引上引下の政策を採りし也。

二、米 價

米價は日に月に變動するを以て一概に論し難しと雖、今その大勢を見るに、明治一、二年の間にありては戦亂と凶作との影響によりて漸次騰貴し、三年以後に於ては、豊作と輸入米との影響によりて漸次下落に向ひ、六年秋より戦亂争擾のため一時騰貴したるも秋納長好其他の事情により、八年に入りては又々下落したり。従て此期間における米價政策は明治一、二年の引下策と三年以後の引上策、七年の引下策及び八年の引上策との四項に區分して説明するを便とす。今この期間における米價を示さは次の如し。

	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
一月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
二月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
三月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
四月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
五月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
六月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
七月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
八月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
九月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
十月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
十一月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
十二月	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇
第二種平均	五、〇〇	五、〇〇	一〇、八〇	一〇、七〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	七、二〇

三、明治一、二年の引下策

明治の新政既に建つと雖、伏見鳥羽の役あり、更に錦旗東征奥羽騒擾のことありて人心恟々として安んずる所を知らず。従て物品を賣拂ひて携帶に便なる金銭に代へんとするに至り、貯米を投賣するもの多く、米價漸次下落し三月には三圓七十銭に到りたるも、五月には新紙幣の發行あり、且戦亂のため交通杜塞し廻米の支障を來したると、天候順を失し霖雨出水等のことありしにより、七八月には七圓九十銭に騰貴せり。然れども四民尙その堵に安んぜず投賣行はれたるを以て、其後

多少の下落を見たるも明治二年に入りては、亦霖雨のため作柄不良にして米穀の缺乏を訴へたるに加へて、紙幣濫發不信用のため銀紙の差甚しく、米價は最高十圓七十錢に達せり(月)

先づ(第二)明治元年に於て米價に對する政策として採られたる主なる方法は次の如し。

一、廻米策。東北地方への廻米を促すため四月三日仙臺藩への達に曰く「東武の地物價騰貴し、小民饑餓離散の者も不少歟の趣達寂聞深く歎き思召されたり、不日大總督入城の後は人民居合の御取締りもあるべきにより滞りなく米穀を運輸するやう早々取調ふへし。但米穀價は至當の時價を以て取扱ふへし」云々と。更に八月加賀藩への達に曰く「箱館府は東北の殘賊未だ鎮定に及はず道路梗塞米穀缺乏の趣に付き其藩にて穀物を手操し早急運輸すべし、但代價は追て下渡すべきにより穀數を取調へ伺出つへし」と。これより前七月十二日には全國諸府縣に對し「古人の説に大亂の後必ず飢饉ありといへり。且洪水大旱は古來聖明の世と雖ども免れざるところなり。今春より霖雨滂沱水災農民の患をなし氣候不順既に苗蝗の害あり。此上七八月の末に至り萬一大風之れあるときは米價倍々騰貴し諸藩鎖津をなし奸商買占等を專にせば窮民の困難一方ならず、鰥寡孤獨何を以て餓死を免れん。民の上たるもの預め策らすんはある可らず。况や皇政一新、億兆の民再び父母を得るの念を生ずる時に當ては、賑恤の典、一日も怠るへからざるをや。依て府縣の諸役人専ら心を此事に盡し其支配所民口の多少に應じ豫め米穀の流通を謀り、鎖津買占等の所業を禁

し、或は彼地より此地に輸し、此地より彼地に送り、互に有無相助る等、今より目算を立つべし。其上不足の見込あれば機會に應じ非常の取計もあるへし。府縣の諸役人能く熟考して早々言上すへし」と布告したるが、こは前陳の二令と異り、一般的に有無相通するため廻米の必要を豫め戒告せるものにして具體的の事實方法を示すに至らずと雖、亦一面に於て政府が米價の騰貴に對して何等かの政策をとるの必要あることを認めたることを示すものといふべく、これによるも明治初年に米價調節に對する政府の施設なかりしか如く説くは誤りなること明か也。

(註)、「米穀經理記事」及び「米價常平制度の梗概」に明治元年における米價調節の事例として擧ぐるものは常平の目的を有したるか、或は賑恤の目的なりしか、頗る疑問なるを以て、余は之を引用せず。

二、他國積制限。右に述へたる如く政府は一方に於て、東北地方その他米穀不足の地方への廻米を奨励したるが、他方より考ふれば營利を生命とする商人殊に問屋等の大商人にとりては米價騰貴せる地方にその持米を回漕せんとするは當然のことなり。然れども凶作と社會的不安との爲めに一般に米穀の配給、圓滑を缺き之れが缺乏を訴ふる場合には、一地方への廻米のために、他地方の在米を必要以上に減少せしむるの危険なきにあらず。徳川時代に於ても一方に廻米を奨励し、他方に他國積を禁止せる事例に乏からざる所なるが、今や又大阪府に於ては八月八日「此節於東京表追々米穀及騰貴候に付ては、右の見込當地より同所へ米穀差送候者有之哉に相聞、此上自然右所業及増長候ては當地在米追々拂底に及、諸民致難避候間以來他國へ米穀積廻候節は其段

3) 以上三令とも太政官日誌(大日本貨幣史參考物價部所引)による、米相場考 141頁以下にも出づ

4) 本誌第九卷第一號 158頁

當府へ訴出見分請可積出」云々と令するに至り、私に廻送するものあらは殿に罪せんことを以てし、他國積につき制限を加へたりき。

三、酒造制限。酒造を制限して以て米穀の此方面に於ける消費を節約し、以て飯米を豊かならしめんとすの政策は徳川時代に於て頻々として行はれたる所なるが、明治元年八月にも亦同様の事例あり、當時の達に曰く「本年は諸國戰爭又は風水の災等ありて米價沸騰諸民困迫の趣に付き本年造酒は元高の三分の一を醸すへし。若し過造するものあらは殿に罰すへしと造酒人へ達すへし」⁵⁾と

四、藏匿禁止及び不正取引戒告。以上の外、大阪に於ては、搗米商にして米價を定めず、或は近郷霖雨出水の厄に會したるに乗じ搗米直段を引上、或は持米を藏匿して出さず、爲めに下民の難澁せるものある趣なるを以て、大阪府は五月十九日右等の行爲を嚴禁し「平日之通、白米店先へ差出し、元直段より相當之利徳を取賣渡可申」旨を諭し、七月二十九日には米仲買等暴利を貪らんとし「同志之者申合身貧成仲買へ金を與へ、諸大名拂米時の相場より高直に入札爲致、買請利徳を得、自然右直段より下落に及節は、鋪銀流にて返米致、其罪は入札人引冠、奸商相働候者増長」するに至りしを以て之を嚴戒し、其後奸商の捕縛せらるゝものあり、搗米商これかために恐れて米を買はざるに至りしを以て無危踏正路の取引をなすへきことを諭したり⁷⁾

5) 堂島舊記 467頁、米相場考 143頁
6) 太政官日誌、續灘酒沿革誌、3頁
7) 以上堂島舊記 465-467頁

次に(第二)明治二年に入りて採られたる方法は、先づ大阪に於ては、前年におけると同様他國積の制限(十一月三日)不正取引に對する戒告(諸藩拂米買請の際に於ける數金を總代價の十分の二差入れしむることす。八月五日)并に不正行為禁止(米陸揚 藏出し、諸藩廻米納屋米等につき、每袋、さ)等のことあり。その他一般には造酒高三分一減を令したるが、前年に行はれさりし方法としては

一、米價制限。堂島舊記四六八頁には「當年(二年)季候不宜、土用日和雨天續にて米價高直に向ひ、後米百二十兩已上、然る處、制令追々直下。六月十三日より正米商内立會無之(中)八月二日御布令出る、八月二日夕方、米價非常高直諸民難澁不少、一時不得止儀にて是迄御定相場被相立置候得共、追々諸方平均を失ひ却て不融通に至り候趣相聞候。依之規則之自然相場に任せ、各所鈞合正路に賣買可致者也」云々とて大阪府の布令を載するに徴すれば、一時米價に直接干渉を加へたることあるが如きも、却て弊害を生じたる爲め、暫時にして廢止せられたるものなる可し。

二、外米輸入。米穀の輸入は既に慶應一年十月にその例あり。明治元年にも八萬八千百〇四石の輸入を見たるが、本年に於ては支那より米を輸入すること甚だ多く、實に六十八萬〇六百九十石に達したることは大に注意を要する所なり。この輸入は日清戰後、生活の向上人口の増加に伴ふ需要増加の爲め、供給の不足を補はんかために恒久的に輸入せられたるものは、大にその性質を異にし、凶作その他の事情による米價の騰貴を緩和する爲めの輸入に外ならず。猶、米穀

8) 以上堂島舊記、467-468頁、米價變動史、98頁
 9) 續灘酒沿革、3頁、米價調節、50頁、311頁
 10) 拙著、江戸幕府の米價變動史、97頁
 11)

の輸出に就ては既に元年に民食不給の虞あるを以て之を禁止し(月六)¹²⁾たるが、一般にこの禁止を解除したるは明治六年のことす。¹³⁾

要するに明治一二年における引下策と認むべきもの大凡以上の如し。而してこれ等の政策が果して幾何の効果を齎したるやは明かならず。元來以上の方法は大體に於て抽象的斷片的にして未だ十分具體的ならず、又相互の脈絡ある秩序的のものにもあらざるが如しと雖、維新匂々の際庶政未だ緒に就かさる當時に於ては蓋己むを得ざる處なるべし。たゞ以上諸種の政策の存するに於て、明治米價の調節は六年に至りて始めて行はれたるものにあらずして、實に戰塵尙收まらざる當時に於て既に存したることを知る可き也。而して明治二年に於ては、その主なる方法は一に外米の輸入に存し、而も當時六十八萬石の多額を輸入したることなれば、これによりて在米の缺乏を救ひ、米穀供給の上に於て相當の効果を挙げ、多少米價を緩和し得たりしに相違なく、米價は二年十月に至るまで漸次騰貴し、十一、十二月に於て多少の下落を見、三年に入りては再び騰貴して最高十圓八十錢(三)に及ひたるも、其後漸次下落するに至りしなり。然れども明治二年に於ける外米輸入の影響につきて「輸入の需要に超過せる爲め米價低落して其患兩三年に及ふ」¹⁴⁾となすは果して適當なりや。爾後數年間の米價下落については恐らく明治三年以後における豊作と、且、三年における輸入米量が更に著しく増加して二百二十五萬石を算したるに由るべき也。故に明治二年の外米輸入のみによりて爾後數年間低落に苦みたりとなすは適當に非るべき也。

12) 大日本農史、今世、4頁

13) 拙著、江戸幕府の米價調節、50頁

14) 東洋經濟新報494號(大正四年一月二十五日)所載、副島農政課長談話概要「明治の米價調節史」